㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月一日　農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市城崎町来日字仲谷一五一六から一五二三まで、一五三一から一五三三まで、一五三六、一五三八、一五四二から一五四五まで、一五四六の一、一五四七の一、字高峰一七四一の一（次の図に示す部分に限る。）、一七四一の五から一七四一の八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仲谷一五二〇から一五二三まで・一五四二から一五四四まで・一五四六の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月一日　農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市川原場字道ノ空四二四（次の図に示す部分に限る。）、四二一の一、四二二の一、四二二の二、四二三、四二五から四二七まで、四二九、四三一、四三四、四三五、四三八、四四〇、四四七、四四九、四五一、字前田四八三、四八八、四八九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十八年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十八年三月一日　農林水産大臣　森山　裕

一　平成二十八年産の水稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲

次の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、水稲で飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては四〇円、三六円、三二円、二八円、二四円、二〇円、一六円及び一二円とし、水稲で米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては八四円、七六円、六七円、五九円、五〇円、四二円、三四円及び二五円とする。

地域	一キログラム当たり共済金額の範囲					
北海道の区域	一八五円	一六七円	一四八円	一三〇円	一一一円	九三円
青森県の区域	一六三円	一四七円	一三〇円	一一四円	九八円	八二円
岩手県の区域	一七七円	一五九円	一四二円	一二四円	一〇六円	八九円
宮城県の区域	一八二円	一六四円	一四六円	一二七円	一〇九円	九一円
秋田県の区域	一七九円	一六一円	一四三円	一二五円	一〇七円	九〇円
山形県の区域	一七八円	一六〇円	一四二円	一二五円	一〇七円	八九円
福島県の区域	一七六円	一五八円	一四一円	一二三円	一〇六円	八八円
茨城県の区域	一八三円	一六五円	一四六円	一二八円	一一〇円	九二円
栃木県の区域	一七九円	一六一円	一四三円	一二五円	一〇七円	九〇円
群馬県の区域	一六二円	一四六円	一三〇円	一一三円	九七円	八一円
埼玉県の区域	一八二円	一六四円	一四六円	一二七円	一〇九円	九一円
千葉県の区域	一七七円	一五九円	一四二円	一二四円	一〇六円	八九円
東京都の区域	一六一円	一四五円	一二九円	一一三円	九七円	八一円
神奈川県の区域	一七二円	一五五円	一三八円	一二〇円	一〇三円	八六円
新潟県の区域	二二五円	二〇三円	一八〇円	一五八円	一三五円	一一三円
富山県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円
石川県の区域	一八九円	一七〇円	一五一円	一三二円	一一三円	九五円
福井県の区域	一八八円	一六九円	一五〇円	一三二円	一一三円	九四円
山梨県の区域	二三三円	二一〇円	一八六円	一六三円	一四〇円	一一七円
長野県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円
岐阜県の区域	一八六円	一六七円	一四九円	一三〇円	一一二円	九三円
静岡県の区域	一九四円	一七五円	一五五円	一三六円	一一六円	九七円
愛知県の区域	一七八円	一六〇円	一四二円	一二五円	一〇七円	八九円
三重県の区域	一九一円	一七二円	一五三円	一三四円	一一五円	九六円
滋賀県の区域	一八四円	一六六円	一四七円	一二九円	一一〇円	九二円
京都府の区域	一九四円	一七五円	一五五円	一三六円	一一六円	九七円
大阪府の区域	一七六円	一五八円	一四一円	一二三円	一〇六円	八八円
兵庫県の区域	一七九円	一六一円	一四三円	一二五円	一〇七円	九〇円
奈良県の区域	一八六円	一六七円	一四九円	一三〇円	一一二円	九三円